

「技能実習計画認定申請の仮の受理について」

- 外国人技能実習機構では、本年7月3日以降、新制度への円滑な移行のために技能実習計画認定申請の事前受付を行っているところですが、団体監理型技能実習の技能実習計画認定申請については、平成30年1月31日まで（郵送による場合、同日必着）に監理団体許可申請を行っていただいた団体に係る技能実習計画認定申請に限って、仮の受理を行い予め内容の点検をさせていただきます。

- * 仮の受理がなされた技能実習計画認定申請については、監理団体の許可申請の審査が終了し、監理団体が許可を得た後でなければ、認定されることはありません。